

（仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約 に係る仮契約の解除及び損害賠償請求について

市は、スターツCAM株式会社と締結していた（仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事請負契約の仮契約（以下「本件仮契約」）を解除するとともに、同社に対し、本件仮契約解除に伴う損害の賠償を請求しました。

1 本件仮契約解除に至る経緯

2024年10月23日に、市はスターツCAM株式会社と本件仮契約を締結し、2024年第4回市議会定例会において、本件仮契約に基づく本契約の議案が可決されました。しかし、その後、同社から本件仮契約を解除したい旨の申し出があり、市と同社との間で協議を行ってきました。

その結果、同社に本契約を締結する意思がないことが明らかであることから、2025年4月14日付けで、市から代理人弁護士を通じて同社に対し、契約解除通知書を送付しました。このことにより、同日付けで正式に本件仮契約を解除しました。

2 損害賠償請求について

上記の経緯から、同社の債務不履行により、（仮称）町田市立国際工芸美術館整備工事の着工が大幅に遅延することになります。このことに伴い、工事費用の増加、関連事業の計画変更、入札手続のやり直し等の必要が生じ、市は多大な損害を被ることになりました。

そこで市は、代理人弁護士を通じて、5月30日付けで同社に対し、約8億9500万円の損害賠償請求を行いました。

【損害賠償請求額の内訳】

- 1 工芸美術館整備工事及び関連工事の設計・工事に関する損害
約8億3300万円
- 2 博物館の維持管理に関する損害
約5400万円
- 3 職員人件費に関する損害
約800万円

以上